

令和8年7月21日施行 改正となる危険運転など

静岡県警察



危険運転致死傷罪

飲酒運転

人を負傷させた場合→15年以下の拘禁刑
人を死亡させた場合→1年以上20年以下の有期徒刑
免許取消 点数45点（欠格期間5年）～62点（欠格期間8年）負傷程度により異なる

現行

アルコールの影響により正常な運転が困難



改正法
(明確化)

血液1ミリットル中**1.0**ミリグラム以上 または
呼気1リットルにつき**0.5**ミリグラム以上のアルコールを身体に保有
アルコールの影響により正常な運転が困難

高速度運転

人を負傷させた場合→15年以下の拘禁刑
人を死亡させた場合→1年以上20年以下の有期徒刑
免許取消 点数45点（欠格期間5年）～62点（欠格期間8年）負傷程度により異なる

現行

進行を制御することが困難な高速度



改正法
(明確化)

一般道 最高速度を時速**50**キロ超過
高速道 最高速度を時速**60**キロ超過
※当該高速度に準ずる速度であって道路及び交通の状況に応じて
重大な交通の危険を回避することが著しく困難な高速度で自
動車を運転する行為も対象となる。

ドリフト走行など

人を負傷させた場合→15年以下の拘禁刑
人を死亡させた場合→1年以上20年以下の有期徒刑
免許取消 点数45点（欠格期間5年）～62点（欠格期間8年）負傷程度により異なる

現行

指定なし



改正法（新設）

殊更にタイヤを滑らせ、または浮かせること
により、進行制御困難な状態にさせる運転

道路交通法違反

酒酔い運転

5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
免許取消 点数35点（欠格期間3年）

現行

アルコールの影響により正常な運転が困難



改正法
(明確化)

血液1ミリットル中**1.0**ミリグラム以上 または
呼気1リットルにつき**0.5**ミリグラム以上のアルコールを身体に保有
アルコールの影響により正常な運転が困難